



各 位

平成 22 年3月 18 日
イーバンク銀行株式会社
東京都品川区東品川4-12-3
代表取締役社長 國重惇史
問い合わせ先：常務執行役員 郷原淳良
(電話番号 03-5781-8211(代表))

楽天株式会社による
当行株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当行は、平成 22 年3月 18 日開催の取締役会において、楽天株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当行株券等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について下記のとおり意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	楽天株式会社	
(2) 所在地	東京都品川区東品川4丁目 12 番3号 品川シーサイド楽天タワー	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 三木谷 浩 史	
(4) 事業内容	総合インターネット・サービス業	
(5) 資本金	107,605 百万円(平成 21 年 12 月 31 日現在)	
(6) 設立年月日	平成9年2月7日	
(7) 大株主及び持株比率	(平成 21 年6月 30 日現在)	
	株式会社クリムゾングループ	17.30%
	三木谷 浩史	16.59%
	三木谷 晴子	11.15%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.22%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.56%
	マスダアンドパートナーズ株式会社	3.39%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	3.19%
	THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 株式会社みず)	2.10%

	ほコーポレート銀行)	
	本城 慎之介	1.46%
	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Y口)	0.92%
(8) 公開買付者と 当行の関係等	資本関係	平成22年3月18日現在、公開買付者は、当行の発行済株式総数の67.22%に相当する1,579,135株を保有しております。
	人的関係	平成22年3月18日現在、公開買付者から取締役4名及び監査役2名の派遣を受けているほか、従業員の出向・出向受入関係にあります。
	取引関係	当行が平成21年3月に実施した第三者割当増資(払込金額の総額9,990百万円)を、公開買付者が引き受けております。その他、当行は公開買付者との間で通常の各種銀行取引関係があります。
	関連当事者への 該当状況	公開買付者は、当行の親会社であるため、関連当事者に該当します。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当行は、平成22年3月18日開催の当行取締役会において、楽天株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当行が発行する普通株式、本新株引受権及び本新株予約権の取得を目的とした公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に賛同の意を表明し、かつ、当行の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、並びに本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の新株引受権者及び本新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当行は、平成13年7月に開業した、平成21年12月末時点で339万超の口座数を有するインターネット専門銀行です。

インターネット専門銀行は、インターネット技術の発達に伴い、顧客対応コストの低減を図り、24時間金融取引を提供すること等を目的として誕生した、新しい銀行業の形態です。当行は、インターネットを経由して、何時でも何処でも安価にアクセスできる電子決済、FX・投信等の金融商品の提供、各種預金サービス、個人向け無担保ローンや運用投資等の事業を展開しております。

当行は、従前、証券化商品をはじめとする有価証券及び金銭の信託を中心とした運用を行っておりましたが、いわゆる「サブプライム問題」に端を発する世界的な金融市場の混乱等から、主として運用投資において損失が発生し、平成21年3月期まで最終赤字を計上しておりました。

公開買付者グループは、インターネット・サービスを通じた、人々と社会への“エンパワーメント”を経営の基本理念とし、総合的なインターネット・サービス企業グループとして、①物販を中心としたEC(エレクトロニック・コマース＝電子商取引)に関するサイト運営・サービス提供等を行う「EC事業」、②クレジット・カードの発行による資金決済や関連するサービスを行う「クレジットカード事業」、③インターネットを通じた銀行業務を行う「銀行事業」、④インターネット広告事業等を行う「ポータル・メディア事業」、⑤宿泊予約等旅行関連のサイト運営・サービス提供等を行う「トラベル事業」、⑥オンライン証券取引サービス等を提供する「証券事業」、⑦プロ野球球団の運営や関連商品の企画・販売等を行う「プロスポーツ事業」並びに⑧中継電話サービス及びIP加入電話サービスを中心とした通信サ

ービスを提供している「通信事業」をはじめとするさまざまな事業を展開しております。

このような事業展開の一環として、公開買付者は、平成 20 年8月に当行と資本・業務提携に関する基本合意書を締結して、平成 20 年9月に当行が公開買付者に対し行ったイーバンク銀行乙種優先株式の第三者割当増資（払込金額の総額 19,980 百万円）を引き受けた後、平成 21 年2月に金融庁より銀行法に基づく主要株主認可を受け、前記イーバンク銀行乙種優先株式を普通株式に転換し、当行を連結子会社化しました（なお、公開買付者は、平成 21 年3月に再度第三者割当増資（払込金額の総額 9,990 百万円）を引き受けております。）。また、当行は、平成 21 年4月1日を効力発生日とする吸収分割により、公開買付者の連結子会社である楽天クレジット株式会社から既存のカードローン事業部門を承継し、個人向けローン事業を開始しております。さらに、公開買付者は、本報告書提出日現在、当行に対し、取締役3名及び執行役員1名を派遣しております。なお、当行は、公開買付者グループの一員であることを明確にすること等を目的に、平成 21 年6月 29 日開催の当行の株主総会決議及び平成 22 年1月 21 日開催の当行の取締役会決議に基づき、同年5月4日より商号を「楽天銀行株式会社」に変更する予定です。

このように、公開買付者は、上記一連の資本・業務提携及びその後の連結子会社化を通じ、当行が強みを持ち、電子商取引と高い親和性を有するとされる「電子決済」の機能を公開買付者及びそのグループ会社が提供する多様なサービスの中で有効に活用し、もって当行の預金者やユーザーの利便性を向上させることを企図しております。

他方、当行は、公開買付者から、財務基盤や事業ポートフォリオの強化、人的資源に関して支援を受けつつ、営業経費の削減、リスク・リターンに適正化を目的とする調達・運用構造の見直し、並びに各種サービス・商品ラインアップの入れ替えと充実を図ってまいりました。その結果、当行の全社的な経営課題の一つであった、一時的な費用・損失を除いた本業での収益指標である「基礎収支」は、平成 21 年上期において黒字に転じております。また、過去に行ったリスクの高い金融商品への投資についても、引当金の計上や減損処理を進めることにより、リスク対応能力の改善を図ってきております。

以上のとおり、当行と公開買付者との間の一連の資本・業務提携及びその後の連結子会社化は一定の成果を上げておりますが、公開買付者は、当行の経営状況の改善に一定の目処が付いた平成 21 年 10 月ころには、当行が今後、公開買付者及びそのグループ会社との事業上の相乗効果を最大限に発揮していくことを目指していく中で、経営上の意思決定をより迅速かつ機動的に行う体制を整え、経営資源の有効な活用を促進していくためには、当行を完全子会社化し、必要な施策を推進していける体制を構築することが必要との認識に至ったとのことです。

公開買付者は、当行を完全子会社化することにより、インターネット・サービス企業の一員にふさわしい、経営のスピード感をグループ全体で実現するとともに、さらなる効率化の実現を通じ、公開買付者グループにおける経営資源の最適配置及び企業価値の最大化を実現することが可能となるものと見込んでいるとのことです。公開買付者のこのような取り組みは、世界経済の回復傾向により、一定の回復の兆しが見られるものの依然不安定さを有している金融市場の状況を鑑みた際、今後も当行が安定的な利益を確保し、健全な財務体質を実現していく観点から最善の選択であるものと判断したとのことです。

以上のような理由から、公開買付者は、本公開買付け及び下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の方法により当行を完全子会社化することを決定したとのことです。

なお、公開買付者としては、当行の完全子会社化後も、当行が銀行業として公益の観点から求められる経営の独立性を尊重しながら、上記のような一体的な戦略展開により、最終的には当行の預金者、顧客をはじめ、さまざまなステークホルダーに対し、利便性や付加価値の高い商品やサービスを提供していけるような取り組みを進めていく所存とのことです。また、従来から当行の取締役会については、公開買付者グループ以外からの取締役の登用を積極的に行う等、ガバナンスに対する適切なチェックが働く体制としてきましたが、公開買付者は、当行の完全子会社化の後も、かかる体制を変更しない予定であるとのことです。

一方、当行にとりましても、公開買付者の完全子会社となることにより、親会社である公開買付者及び公開買付者グループ各社の有する人的、物的、及び知的資源を、一層有効に活用できる体制が確立でき、その結果、顧客に提供する各種サービスのクオリティや収益性を向上させ、当行の従前からの競争力を一層強化し、その経営基盤の充実を図るとともに、インターネット専門銀行としてのさらなる成長と企業価値の増大に結びつけることが可能になると考えております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当行は、公開買付者から、本公開買付けにおける当行普通株式の買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の公正性を担保するため、公開買付者は、本公開買付価格を決定するに当たり、公開買付者及び当行から独立した第三者算定機関としてアビーム M&A コンサルティング株式会社(以下「アビーム M&A コンサルティング」といいます。)から平成 22 年 3 月 10 日に提出された株式価値算定書を参考にしたとの説明を受けております(なお、公開買付者は、アビーム M&A コンサルティングからは買付価格の公正性に関する意見(フェアネスオピニオン)は取得していないとのことです。)

アビーム M&A コンサルティングは、採用すべき評価手法の検討を行った結果、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法の一つである、金融機関の価値評価において用いられるエクイティ・キャッシュフロー法を採用し、当行の株式価値を算出しているとのことです。当該手法の採用理由は、当行が金融機関であり、受取利息及び支払利息についても事業から生じるキャッシュフローを構成していること、銀行法等の自己資本比率の規制を受けるため、事業の成長に伴い一定の自己資本を維持する必要があることから、株主に帰属するキャッシュフローであるエクイティ・キャッシュフロー(公開買付者と当行の経営資源の相互補完による一定のシナジー効果を考慮した上で作成した当行の将来利益計画に基づいた当期純利益から、一定の自己資本比率を満たすために必要となる社内留保分を差引いたもの)を用いて評価を行うことが適切であると判断したとのことです。なお、市場株価法については、当行が非上場企業であることから採用しておらず、類似会社比準法については、当行の事業の中心であるインターネット専門銀行をコア事業とする類似上場企業の数十分ではないと考えられることから、当行の株式価値評価には適さないものとして採用していないとのことです。また、アビーム M&A コンサルティングは、当行の価値評価分析に当たり必要となる情報を収集・検討するため、当行から事業の現状及び将来の利益計画等について資料を取得して説明を受けております。

株式価値算定書による当行普通株式の1株当たりの株式価値は、以下のとおりとのことです。

エクイティ・キャッシュフロー法: 30,089 円～37,332 円

公開買付者は、かかる株式価値算定書を参考にし、当行による本公開買付けへの賛同の可否、当行の株主による本公開買付けへの応募の見通し等も総合的に勘案し、かつ、当行との協議、交渉結果等も踏まえ、平成 22 年 3 月 18 日開催の公開買付者の取締役会において、最終的に本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり 33,000 円と決定したとのことです。なお、本公開買付けの対象には、本新株引受権も含まれますが、本新株引受権については、商法等の一部を改正する等の法律(平成 13 年法律第 128 号)附則第 6 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法律による改正前の商法第 280 条の 20 の規定により譲渡できないものとされており、公開買付者が本公開買付けによって本新株引受権を取得することができないことを考慮して、本新株引受権の買付価格を1個当たり1円と決定したとのことです。

また、本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、当行の本新株予約権については、いずれもストック・オプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使条件として、当行、その子会社又は関連会社の役員等、相談役、顧問又はアドバイザリーコミッティーメンバー等であることが要求されているため、公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないことに鑑み、本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定したとのことです。

一方、当行は、公開買付者が当行の親会社であることから、本公開買付けにおける買付価格の公正性を担保するため、当行及び公開買付者から独立したフィナンシャルアドバイザーである株式会社 KPMG FAS(以下「KPMG FAS」といいます。)を第三者算定機関として選定し、当行の普通株式の価値の算定を依頼しました。KPMG FAS は、当行の価値評価分析に当たり必要となる情報を収集・検討するため、当行の経営陣から当行の財務情報及び将来の利益計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて株式価値の分析を実施し、平成 22 年 3 月 16 日付で株式価値算定書を提出いたしました。なお、当行は KPMG FAS より本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

KPMG FAS は、当該株式価値算定書において、主として配当割引モデル分析法(以下「DDM 法」といいます)

す。)を用い、参考として類似会社比較法を用いて当行普通株式の価値を分析しており、上記各手法に基づき算定した当行普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

DDM 法	28,784 円 ~ 35,556 円
類似会社比較法	23,222 円 ~ 30,580 円

DDM 法では、当行と公開買付者の経営資源の相互補完による一定のシナジー効果を考慮した上で作成した当行の将来利益計画に基づき、当行が将来生みだすと見込まれる配当可能額を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、当行普通株式1株当たりの株式価値を 28,784 円 ~ 35,556 円と算定しております。DDM 法は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法の一手法であり、評価対象企業が法令上又は事業運営上必要と考えられる自己資本を留保した上で、その留保額を上回る部分は株主に配当可能であるとみなして株主に帰属する価値を算出する方法で、金融機関の特性に着目した分析手法です。

類似会社比較法では、当行と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当行の株式価値を分析し、加えて、過去の本公開買付けと類似の公開買付け事例の買付価格において付与された市場株価に対するプレミアムの水準を分析した上で、当行普通株式1株当たりの株式価値を 23,222 円 ~ 30,580 円と算定しております。

さらに、当行取締役会は、当行及び公開買付者から独立したフィナンシャルアドバイザーである GCA アドバイザー株式会社(以下「GCA」といいます。)に対し、KPMG FAS 作成の株式価値算定書に関して、その評価手法の妥当性についての見解を求め、平成 22 年3月 17 日付で GCA より、DDM 法や類似会社比較法を用いたことも含めて、その評価手法は妥当と思われる旨の見解書を取得しております。

② 独立した社外取締役による検討及び取締役会における取締役全員の承認

当行取締役会は、平成 20 年9月の公開買付者との間の資本・業務提携の際に、公開買付者との間で、当行株式の上場等の当行の株主の方が投下資本を回収する手段を以後講じることを確認し、当行の株主の皆様にもかかる資本・業務提携を承認する臨時株主総会においてその旨ご説明して以来、具体的な手段を検討して参りました。こうした検討を進める中、今般、公開買付者より本公開買付けの提案を受けましたので、当行取締役会は、複数回にわたり公開買付者との間で協議・交渉を行うとともに、KPMG FAS 作成の株式価値算定書及び GCA 作成の見解書を参考にした上で、森・濱田松本法律事務所からの法的助言を受けつつ、本公開買付けに関する条件及び内容について企業価値向上の観点から慎重に検討し、また、本公開買付けにおける買付価格の妥当性についても慎重に検討いたしました。

特に、公開買付者及び当行の業務執行を行う経営陣から独立した当行の社外取締役である磯崎隆郎氏、池田克朗氏及び須藤修氏は、当行の代表取締役及び当行の担当者から、本公開買付けの目的、条件及び内容、並びに本公開買付け終了後に実施される予定の株式交換(公開買付者を完全親会社、当行を完全子会社とする株式交換。以下「本株式交換」といいます。)について詳細な説明を受け、また、KPMG FAS から本公開買付けに関して財務的見地から説明を聴取するなどした上で、本公開買付けの目的、買付価格その他諸条件及び当行取締役会の意思決定過程の妥当性等について慎重に検討を行いました。

その結果、平成 22 年3月 18 日開催の当行取締役会において、本公開買付けが当行が提供するサービスのクォリティや収益性を更に向上させ、当行の従前からの競争力を一層強化し、インターネット専業銀行としての成長と企業価値の増大に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当行の株主の皆様に対して合理的な価格により当行株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ当行の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、並びに本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の新株引受権者及び本新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を、上記当行社外取締役らを含む出席取締役全員一致により決議いたしました。

なお、当行の取締役のうち、三木谷浩史氏、國重惇史氏、野原彰人氏及び杉原章郎氏は、公開買付者及びその子会社の代表取締役、取締役又は執行役員を兼務しているため、当行における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、本公開買付けに関する全ての審議及び決議には参加しておらず、また、当行の立

場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。また、当行の監査役である富金原俊二氏は、当行取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ当行の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、並びに本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の新株引受権者及び本新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。当行の監査役である関榮一氏及び当行の社外監査役である花井健氏は、ともに公開買付者の執行役員であるため、当行における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記審議及び決議に対していずれも意見を差し控えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付け成立後、当行の発行済株式の全て(公開買付者及び当行の保有するものを除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け終了後に、本株式交換により、当行の発行済普通株式の全てを取得し、当行を完全子会社とすることを予定しております。本株式交換は、平成 22 年8月頃を目処に実施する予定です。

本株式交換は、公開買付者においては、会社法第 796 条第3項本文に定める簡易株式交換により株主総会の承認決議を経ずに実施される予定とのことです。また、当行においては、会社法第 784 条第1項に定める略式株式交換により、当行における株主総会の承認決議を経ずに実施される可能性があります。本株式交換が当行における株主総会の承認決議を経て行われる場合には、当行は、平成 22 年6月に開催される予定の定時株主総会において、本株式交換の承認議案を上程する予定です。

本株式交換においては、当行の株主の皆様が有する当行株式の対価として公開買付者の株式を交付することを予定しており、これにより本公開買付けに応募されなかった当行の株式(公開買付者が保有している当行株式を除きます。)は全て公開買付者の株式と交換され、公開買付者の株式1株以上を割り当てられた当行の株主の皆様は、公開買付者の株主となります(割当てが1株未満の端数となる場合には、当該端数の株式の売却代金が分配されることとなります。)。本株式交換を実施する場合の株式交換比率は、その公正性及び妥当性を確保するため、当行及び公開買付者から独立した第三者算定機関による株式交換比率の算定を参考に、本公開買付け終了後に公開買付者と当行が各社の株主の利益を十分に配慮の上、協議し決定する予定ですが、株式交換比率を算定するに際しての当行株式の評価につきましては、特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同一の価格を基準とすることを予定しております。公開買付者は、本公開買付けが、当行の株主の皆様に対し、公開買付けを経ることなく直ちに株式交換を実施する場合に比べて、より早期に金銭による対価を受領する機会を提供するとともに、その後に予定している本株式交換により公開買付者の株式の交付を受ける機会を提供することで、当行の株主の皆様はその受領する対価の内容及び時期について選択する機会を提供することができること等を勧告し、これを実施することとしたとのことです。

本株式交換に際して、当行の株主の皆様は、法令の手續に従い、当行に対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の1株当たりの買取価格は、最終的に裁判所が判断することとなります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、当行は、本公開買付けの期間満了日以降本株式交換の効力発生日までの間に、自己株式の全てを消却する予定です(当行が平成 21 年 12 月 18 日に提出した第 11 期半期報告書に記載された平成 21 年9月 30 日現在当行が保有する自己株式数は 137,200 株であり、当該自己株式数の半期報告書に記載された当行の発行済株式総数に対する比率は約 5.84%です。)。また、本公開買付けの結果、本新株引受権及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、当行に対し、本新株引受権及び本新株予約権を消滅させるために必要な手續を要請し、当行はかかる要請に応じて本新株引受権及び本新株予約権を消滅させるために必要な手續を行う場合があります。

3. 公開買付者と当行の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。
5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。
6. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。
7. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

(参考) 買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料「イーバンク銀行株式会社株券等に対する公開買付けの開始について」をご参照下さい。

以 上